

## 競技会開催 主催者用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト（鳥取県版）

シーン	項目	チェック欄	備考
1 準備 (～競技会前日)	<b>① 試合会場・関係者の確認事項</b>		
	(1) 主催者は感染対策責任者を定め、各参加チームへ連絡先等を伝える。		
	(2) 各参加チームの感染対策責任者を確認し、連絡先等を把握する。		
	主催の感染対策責任者は参加チームの感染対策責任者に以下の事項を事前に伝達する。 (1) 以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる ・体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる (3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 当日参加する選手・スタッフ全員がマスクを着用する (3) 全員の健康チェックシートに記入し提出してもらう (4) 競技会に参加する上で主催者が示す注意事項を遵守してもらう		
	(4) 参加チームの感染対策責任者にそれぞれの地域の自治体から会場となる地域への移動制限が解除されており、会場への移動が問題なく行えることを確認する。		
	(5) 競技会に参加する全てのチームの選手・スタッフ全員が「新しい生活様式」に従って日々の感染症対策、健康管理を行っていることを確認する。		
	(6) 競技会に参加する全てのチームの選手・スタッフの中に濃厚接触者として2週間の健康状態観察中の人がいないことを確認する。		
	(7) 参加チームの選手の保護者ならびに関係者全員が競技会・試合開催を了解しており、参加チーム、会場、試合数、トスアップ時間を理解していることを確認する。		
	主催の感染対策責任者は、事前に下記事項を試合会場の管理者等に確認する。		
	(8) ① 試合会場が感染対策を十分に行っているか否か。 ② 他団体がついでに同会場を使用するか、直前に使用する場合、当該団体の感染防止対策が適切になされているか否か。		
	(9) 試合運営に関わる全員が感染対策を認知し、運営準備段階からマスクの着用、手洗いの徹底を行う。		
	(10) 前日及び当日に体調の悪い人は躊躇せず申し出て会場に来ない、足を運ばないルールを試合関係者間で事前に徹底する。		
	(11) 試合に関わる全ての人（主催者、ボランティア、試合会場、その他関係者）に健康チェックシートを提出してもらい健康状態チェックを行う（競技会開催日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します）		
	(12) 健康状態チェックで準備段階で体調が悪い人がいた場合は、すぐに帰宅させる。		
	(13) 代表者・監督会議をWEBで実施する。または連絡・共有事項を事前にチーム代表者にメール展開することで、その代わりとする。		
	(14) 試合会場のロカールームが狭い、換気がしにくい構造の場合、別の部屋を準備するか、ローテーションでの利用などの工夫をする。		
	(15) ベンチで間隔を空けて座れるよう、可能な限り工夫する。		
	(16) 可能な限り、更衣室、ベンチ、審判控室、トイレ等の消毒を行う。		
	(17) トイレの個室に「流す時は蓋を閉める」表示、洗面所に「手洗いは30秒以上」の掲示を行う。		
	(18) 飲食物の提供を行わない。また、ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。		
	<b>② メディア対応</b>		
	(1) メディア取材を事前申請とし、会場のサイズに応じて記者の数を制限する。		
	(2) 取材メディアに対し、①-②の内容を確認する。		
	<b>③ 観客対応</b>		
	(1) 新型コロナウイルスの感染拡大注意とされる地域においては無観客試合が推奨される。		
	(2) 観客を場内に入れる・入れないの判断は、自治体ごとの集会・イベントに関する方針に従う。		
	観客を入れる場合は、以下の点についてホームページ等で事前アナウンスを行う。 ① 具合の悪い人は来場を見合わせてもらう ② マスクを着用してきてもらう ③ 各自2mの間隔をあげる。 ④ 声を出しての応援をしない等の事前アナウンスを徹底する。		
	(3) ①～④で体調が悪い人がいた場合は、どのようなポジションの人でもすぐに帰宅させる。		
	(4) ゲートに人員を配置し、体調の悪い人は観戦をご遠慮いただくアナウンスをする。		
	(5) 観客を入れる場合は、場内において③を徹底する。		
	(7) 会場内各所（入退場ゲート、トイレ）に設置するアルコール消毒液を準備する。（1リットルで約300プッシュ）		
	(8) 上記③-④の対応ができない場合は無観客試合として、事前にも旨をホームページ等でアナウンスする。		
	<b>④ 備品の確認</b>		
	(1) 感染対策実施のために必要な備品リストを作成し、当該備品の準備状況を前日までに確認する。		
	(2) 感染対策実施のために以下の備品を必要数、準備する。 ① 運営スタッフ用マスク ② アルコール消毒液 ③ 液体石鹸 ④ ペーパータオル ⑤ゴミ袋 ⑥ ドアストッパー		
<b>⑤ 運営スタッフの健康状態の確認、設置等</b>			
(1) 会場運営に関わる人全員がマスクを着用していることを確認する。			
(2) 人員配置を必要最小限に絞る。（明確な業務のない人は来ない）			
(3) 試合に関わる全ての人（主催者、ボランティア、試合会場、その他関係者）の試合当日に健康管理表を提出してもらい健康状態チェックを行う（競技会開催日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します）			
(4) ⑤-③で体調が悪い人がいた場合は、どのようなポジションの人でもすぐに帰宅させる。			
(5) 全て諸室のドアを全て開けた状態に保つ。（換気、ドアノブを触らないよう配慮。）			
(6) 諸室の窓を全て開けた状態に保つ。（換気）			
(7) 各諸室にアルコール消毒液を設置する。			
(8) 各諸室でスタッフが正面に座らない座席の配置を行い、お互いが1.5～2mの間隔を空けるようにする。			
(9) 各トイレに液体石鹸とペーパータオルを設置する。			
(10) ロカールームにおける感染防止の注意点を伝える。			
<b>⑥ 参加チームへの確認事項</b>			
(1) 両チームメンバー、スタッフの健康管理表を提出してもらい健康状態の確認を行う（活動日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します）			
(2) 両チーム、審判との握手を実施しない。			
(3) チーム集合写真撮影は行わない。			
(4) 円陣を行わない。			
(5) 得点時にハイタッチ、抱擁を行わない。			
(6) コート内でも咳エチケットを守る。			
(7) 同じボトルを他の選手と共有しない。			
(8) タオル等、リネンを他の選手と共有しない。			
(9) コート上でチームメイト、審判員と会話する際にも距離についてしっかりと配慮する。			
<b>⑦ レフェリー（→審判員）との事前確認事項</b>			
(1) 審判員の健康管理表を提出してもらい健康状態の確認を行う（活動日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します）			
(4) 試合の記録記載のために、選手、指導者、審判員等が共通の文房具類を使用する場合は、消毒する。			
<b>5 試合後</b>			
<b>後片付け</b>			
(1) 更衣室など窓を開け、更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。			
(2) シャワーの利用についてはローテーションを組んで交代で浴びる等の工夫をする。			
(4) 個人で排出したごみは密封した状態で持ち帰って処分し、その他のごみは、試合会場のルールに従い、密封した状態で処分する。			
(5) 各諸室、ロカールーム及び審判控室の消毒を行う。			
(6) 担架を使用した場合は、消毒を行う。			
<b>事後対応</b>			
(1) 帰宅後14日以内に運営に関わった人の中から感染者が出た場合は、県協会に報告する。また参加チームの感染対策責任者にその旨伝える。			
(2) 帰宅後14日以内に参加チームから感染者が出た報告があった場合は、県協会に報告する。また他の参加チームの感染対策責任者にその旨伝える。			

## 競技会開催 施設管理用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト（鳥取県版）

シーン	項目	チェック欄	備考
1 全般的な事項	(1) 感染防止のためのチェックリストを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口、大会運営本部 等）に掲示すること		
	(2) 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること		
	(3) 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること		
	(4) 利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも3ヶ月以上）を定めて保存しておくこと		
	(5) 利用者の感染症発症や、地域の感染拡大の可能性への対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと		
2 施設の予約時の対応 (利用者に求めること)	(1) 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること（利用当日に書面で確認を行う） ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合		
	(2) マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）		
	(3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること		
	(4) 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）		
	(5) 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと		
	(6) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと		
	(7) 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること		
3 当日の受付時の対応	(1) 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること		
	(2) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛けること		
	(3) 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること		
	(4) 利用者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと		
	(5) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること		
	(6) インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること		
	(7) 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと		
	(8) 利用者から健康チェックシートの提出を求めること		
	(9) 利用者がマスクを準備しているか確認すること		
	(10) 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること		
4 準備すべき事項の対応	<b>手洗い場所</b>		
	(1) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意すること		
	(2) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること		
	(3) 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。）		
	(4) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒薬を用意すること		
	<b>更衣室、休憩スペース</b>		
	(1) 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）		
	(2) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること		
	(3) 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること		
	(4) 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること		
	(5) スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること		
	<b>洗面所</b>		
	(1) トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること		
	(2) トイレの蓋を開けて汚物を流すよう表示すること		
	(3) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意すること		
	(4) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること		
	(5) 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。）		
	<b>観客の管理</b>		
	(1) 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること		
	(2) 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること		
	<b>運動・スポーツを行う施設的环境</b>		
	(1) 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと		
	(2) 体育館の床をこまめに清掃すること		
	(3) 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること		
	<b>施設の入口</b>		
(1) 手指の消毒設備を設置すること			
(2) 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること			
<b>ゴミの廃棄</b>			
(1) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること			
(2) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸（ポンプ型の液体または泡石鹸）と流水で手を洗い、手指消毒すること			
<b>清掃・消毒</b>			
(1) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること			